

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年8月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300154号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300013号

## 第1 結論

昭和58年\*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年\*月から昭和61年3月まで

請求期間当時、専門学校の学生であった私は、学校を通じて行っていた内職の収入を毎月の生活費の一部として母に渡しており、母は、私の請求期間に係る国民年金保険料について、私から受け取った生活費の中から支払っておいたと言っていた。

また、母からは、未納となっている国民年金保険料は10年以内であれば遡って支払えるので支払っておいた、とも聞かされており、納付方法や納付時期は不明だが、請求期間が保険料未納期間と記録されているのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(\*)は、昭和60年10月23日にA郡B町(現在は、C市)で払い出されていることが確認でき、この時点において、当該記号番号による国民年金保険料は、請求期間の始期である昭和58年\*月に遡って納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は、既に亡くなっており、当該保険料の納付方法及び納付時期を確認することができない。

また、請求者は、母から、未納となっている自身の国民年金保険料について、10年以内であれば遡って支払えるので支払っておいたと聞かされた旨主張しているが、国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により、2年を経過したときは納付することができないとされており、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者の主張は当該規定と符合しない。

さらに、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の住所地のD県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及び請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300144号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300014号

## 第1 結論

平成9年\*月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年\*月から平成10年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているが、当時は大学生であったので、平成10年初め頃、父がA県B市役所の支所において、免除申請を行ってくれた。

請求期間直後の平成10年4月から平成12年3月までの期間については、国民年金保険料の全額免除期間となっているにもかかわらず、請求期間が未納期間となっていることはおかしいので、調査の上、当該期間を全額免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B市から提出された請求者に係る電算記録の写しによると、全額申請免除期間となっている請求期間直後の平成10年4月から平成12年3月までの2年間については、各年度の国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の受付及び免除期間等の記録を確認することができるが、請求期間については当該記録が確認できない上、オンライン記録においても当該記録を確認することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、当時は大学生であったので、父が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ってくれた旨主張し、請求者の父は、請求者の免除申請について、1回申請を出せば済むと思っていた旨陳述しているが、請求期間当時の国民年金保険料の免除申請書の提出は年度ごとに行う取扱いとなっており、請求者が請求期間に係る免除承認を受けるためには、請求期間直後の平成10年4月から平成12年3月までの2年間に係る免除申請とは別に\*までに免除申請を行う必要があることから、請求者の父の陳述は、当時の国民年金保険料の免除に係る取扱いと符合せず、請求期間に係る免除の申請が行われたことをうかがうことはできない。

さらに、日本年金機構は、請求期間当時の請求者に係る免除申請書を保管しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除承認の有無を確認することはできない旨回答している。

加えて、請求期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理の強化が図られているところ、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300145号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300041号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年1月7日から昭和61年1月7日に訂正し、昭和60年1月から同年12月までの標準報酬月額について、同年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円とすることが必要である。

昭和60年1月7日から昭和61年1月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月7日から昭和61年1月7日まで

雇用保険被保険者記録によると、A社において、昭和61年1月6日に離職しているが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和60年1月7日と記録されている。請求期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が間違っていると思うので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社における複数の元同僚の回答により、請求者は同社に昭和59年6月4日から昭和61年1月6日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和60年1月7日と記録されているが、同年10月の定時決定における標準報酬月額が抹消されることなく記録されていることから、事業主は、請求者が同年1月7日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和61年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる請求者の昭和59年12月及び昭和60年10月(定時決定)の記録から、同年1月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300070号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300042号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成29年12月19日は32万5,000円、令和元年12月18日は27万円、令和2年4月17日は25万円に訂正することが必要である。

平成29年12月19日、令和元年12月18日及び令和2年4月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月19日、令和元年12月18日及び令和2年4月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年12月19日  
② 令和元年12月18日  
③ 令和2年4月17日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付に反映されない記録となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているため、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された賃金台帳及びA社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は32万5,000円、請求期間②は27万円、請求期間③は25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300157号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300043号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年3月2日は45万円、平成31年4月1日は60万円に訂正することが必要である。

平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年3月2日  
② 平成31年4月1日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②に係る賞与一覧表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は45万円及び請求期間②は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300158号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300044号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年3月2日は45万円、平成31年4月1日は60万円に訂正することが必要である。

平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年3月2日  
② 平成31年4月1日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②に係る賞与一覧表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は45万円及び請求期間②は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300159号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300045号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年3月2日は55万円、平成31年4月1日は70万円に訂正することが必要である。

平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年3月2日  
② 平成31年4月1日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②に係る賞与一覧表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は55万円及び請求期間②は70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300160号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300046号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年3月2日は50万円、平成31年4月1日は80万円に訂正することが必要である。

平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月2日及び平成31年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年3月2日  
② 平成31年4月1日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付に反映されない記録になっているが、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②に係る賞与一覧表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、請求期間①は50万円及び請求期間②は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。